

○農務省、厚生労働省、
国土交通省、経済産業省、告示第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。
平成三十年七月六日

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

農務省、厚生労働省、
国土交通省、経済産業省、告示第二号の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1～第3 〔略〕</p> <p>第4 経営力向上</p> <p>1 経営力向上の内容に関する事項</p> <p>一 経営力向上</p> <p>「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は中小企業等経営強化法第二条第十項に規定する事業承継等により他の事業者から取得した又は提供された経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、現に有する経営力</p>	<p>第1～3 〔略〕</p> <p>第4 経営力向上</p> <p>1 経営力向上の内容に関する事項</p> <p>一 経営力向上</p> <p>「経営力向上」とは、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、第二号から第五号までに掲げる事項とする。</p>

六 二五 〔略〕

経営資源の組合せ

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用することをいう。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 〔略〕

イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体として

二 要件

イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体として

二五 〔略〕

〔新設〕

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 〔略〕

二 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれ

二 要件

イ 現に有する経営資源を利用する場合

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体として

の経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとす。

ロ) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等(中小企業等経営強化法第二条第十項第九号に掲げるものを除く)を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

経営指標

労働生産性の向上を支援に当たつての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

でも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとす。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとす。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて配慮すべき事項

一 [略]

二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあつては、特に配慮するものとする。

三 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

四 〇六 [略]

七 IT等の活用の促進

国は、中小企業者等の経営力向上に向けた取組の促進に当たつて、中小企業者等によるIT等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

八 [略]

九 中小企業の事業承継の円滑化等に向けた環境整備

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて配慮すべき事項

一 [略]

二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

[新設]

三 〇五 [略]

[新設]

六 [略]

七 中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備することにも、円滑な廃業に向けた環境整備を行うものとする。

十 「略」

5 4 事業再編投資の内容に関する事項

一 事業再編投資

「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するもの）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものをいう。

二 投資先に関して満たすべき条件

中小企業者等であつて、当該中小企業者等の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該中小企業者等の事業活動の継続に支障が生じているもの。

三 投資事業有限責任組合の要件

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該事業再編投資の実施

に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

ロ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあつて

は、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であつて、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

4 八 「略」

「新設」

八 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一％以上であること。

6 事業再編投資の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は十年を超えないものとする。

二 目標指標

投資事業有限責任組合の内部収益率の目標として、五％以上の目標を設定するものとする。

7 その他事業再編投資の促進に当たつて配慮すべき事項

一 中小企業者等の自主的な取組の尊重

投資事業有限責任組合は、事業再編投資を円滑に行うことができるよう、一方的に中小企業者等の経営に関する方針を決定することなく、中小企業者等の意思決定を十分に尊重し、中小企業者等が自ら行う取組と整合性のとれた方法で実施するよう努める。

二 事業承継等に関する助言等

国は、投資事業有限責任組合が、中小企業者等が事業承継に関する計画等を策定するに当たつての助言等を行うことを促す。

三 計画の進捗状況についての調査

国は、事業再編投資計画の進捗状況を投資事業有限責任組合自ら定期的に把握することを推奨し、投資事業有限責任組合の行った自己評価の実施状況を把握する。

四 事業再編投資の円滑化に向けた環境整備

国は、投資事業有限責任組合が事業再編投資を円滑に行うことができるよう、環境整備をするものとする。

「新設」

「新設」

第5 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1 〔略〕

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

三・四 〔略〕

3 経営革新等支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 〔略〕

ト 国は、認定経営革新等支援機関の最新の活動実態等を把握するとともに、

中小企業・小規模事業者が各認定経営革新等支援機関の実績や支援事例等を把握できるよう情報提供を行う。

チ 〔略〕

二・三 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

6 情報処理支援業務の内容に関する事項

経営能力の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うこととする。

7 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

一 〔略〕

行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）を有していること。

第5 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1 〔略〕

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。

三・四 〔略〕

3 経営革新等支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 〔略〕

ト 〔略〕

二・三 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

9 〔略〕

10 〔略〕

11 〔略〕

12 〔略〕

13 〔略〕

14 〔略〕

15 〔略〕

16 〔略〕

17 〔略〕

18 〔略〕

19 〔略〕

20 〔略〕

21 〔略〕

22 〔略〕

23 〔略〕

24 〔略〕

25 〔略〕

二 行おうとする情報処理支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性）を有していること。

9 情報処理支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

一 国等が配慮すべき事項

イ 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報処理推進機構は、情報処理支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努め、中小企業者等の経営能力の向上のための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、情報処理支援業務を行う者の認定の申請等に係る手続の簡素化に努めるものとする。

二 認定情報処理支援機関が配慮すべき事項

イ 認定情報処理支援機関は、自らが支援を行った中小企業者等の状況の把握を行い、実施した情報処理支援業務の効果の測定に努めること。

ロ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の実施に当たつて、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援の対象から外すことのないようにすること。

ハ 認定情報処理支援機関は、情報処理支援業務の円滑な実施の観点から、経営革新等支援機関との連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構等）の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>二 認定情報処理支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。</p> <p>ホ 認定情報処理支援機関は、自らのサイバーセキュリティの確保を図ること。</p> <p>ハ 認定情報処理支援機関は、中小企業者等が複数の情報サービスを組み合わせ利用できるよう、また、異なる情報サービスへの移行を円滑に行うことができるよう配慮をすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第6・第7 [略]</p>

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。